

平成 28 年 3 月 22 日

国土交通省道路局

大型車誘導区間の追加指定について ～国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルを追加します～

大型車の適正な道路利用や国際競争力強化の観点から、大型車誘導区間を約 700km 追加し、平成 28 年 4 月 1 日より運用を開始します。

国土交通省では、大型車を望ましい経路へ誘導することにより、適正な道路利用を促進し、老朽化への対応を進めるため、大型車誘導区間の指定を行っています。大型車誘導区間内を走行する場合、特車通行許可の手続き期間が大幅に短縮されます。

この度、物流の国際競争力の強化を図るため、国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルを追加し、平成 28 年 4 月 1 日より運用を開始することとしました。今回の指定により大型車誘導区間の総延長は約 34,900 km(+約 700km)となります。

※バイパスの開通等により、従来指定されていた区間について、一部対象外となる区間がありますので、特車許可申請に際しては御留意下さい。

引き続き、大型車誘導区間において、渋滞や事故を避けた効率的な経路選択が可能となる ETC2.0 特車ゴールド制度と連携しながら、物流効率化による生産性向上に資する区間の充実を検討していきます。

【参考資料】

- ・参考資料1 大型車誘導区間のラスト1マイルの追加 等
- ・参考資料2 国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルの追加指定
- ・参考資料3 大型車誘導区間ネットワーク図(平成 28 年 4 月 1 日以降のもの)

＜お問い合わせ先＞

【大型車誘導区間の指定 関係】

道路局企画課道路経済調査室 課長補佐 小原

代表：03-5253-8111（内線37622）直通：03-5253-8487

【大型車両の通行許可手続 関係】

道路局道路交通管理課車両通行対策室 企画専門官 池田

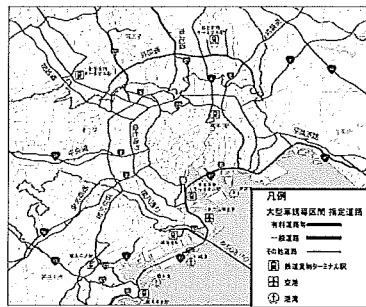
代表：03-5253-8111（内線37432）直通：03-5253-8483

大型車誘導区間

○道路の老朽化への対応として「大型車誘導区間」を指定
(これまでに高速道路、直轄国道等を指定：約34,200km、走行カバー率約8割)

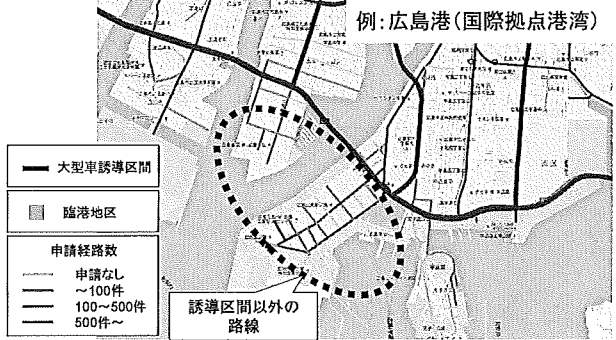
○大型車誘導区間のみを通行する場合、国が一元的に審査を行うことで、許可までの期間を短縮

通常20日程度
→ 3日程度



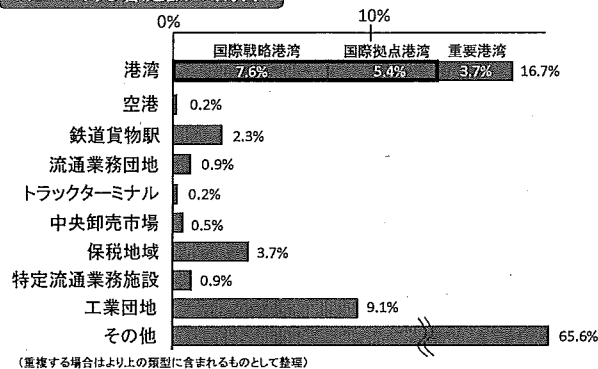
ラスト1マイルの課題

○誘導区間から物流拠点までのラスト1マイルが繋がっていない。



ラスト1マイルを追加し、より効率的に大型車を誘導

(DATA) 発着施設の割合



追加施設の方針

①国際競争力強化のため
国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルを選定・追加

今回実施(平成28年4月1日より運用開始)

②物流効率化や環境保全等の観点から、更なるラスト1マイルを検討・追加(重要港湾、工業団地、トラックターミナル等)
※道路管理者、地方自治体、トラック事業者等からなる協議会等で検討

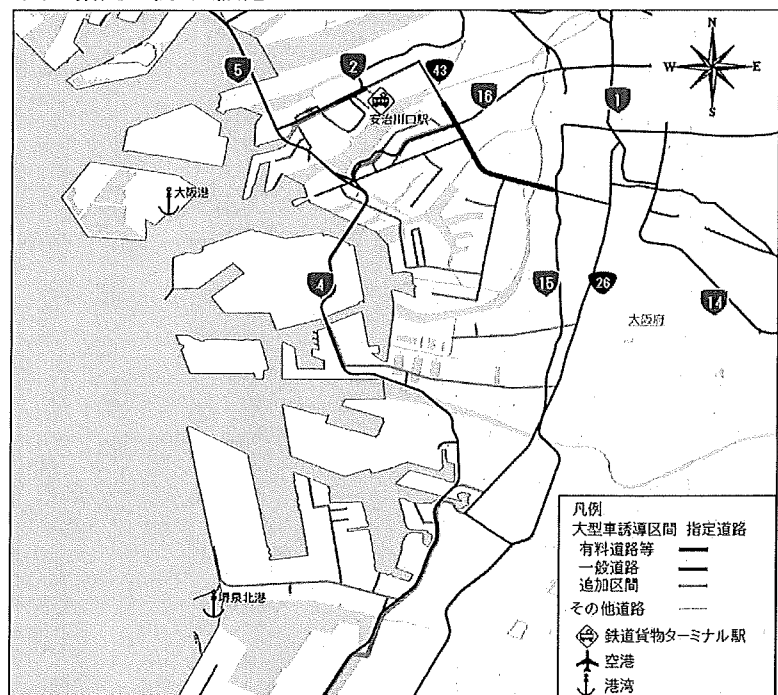
平成28年度から順次追加

国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイル追加指定

○ 物流の国際競争力強化の観点から、大型車誘導区間の国際戦略・国際拠点港湾との直結を進めるため、今回約370kmのラスト1マイルを追加指定します。

追加指定の例: 大阪港

国際戦略港湾(5)	東京、横浜、川崎、大阪、神戸
国際拠点港湾(18)	苫小牧、室蘭、仙台塩釜、千葉、新潟、伏木富山、清水、名古屋、四日市、堺泉北、姫路、和歌山下津、水島、広島、徳山下松、下関、北九州、博多
追加延長	約370km



道路の開通状況を踏まえた区間の見直し

(1) 高速道路、直轄国道の開通による追加 等

新東名高速道路(浜松いなさJCT～豊田東JCT)

三陸沿岸道路(吉浜道路) 等

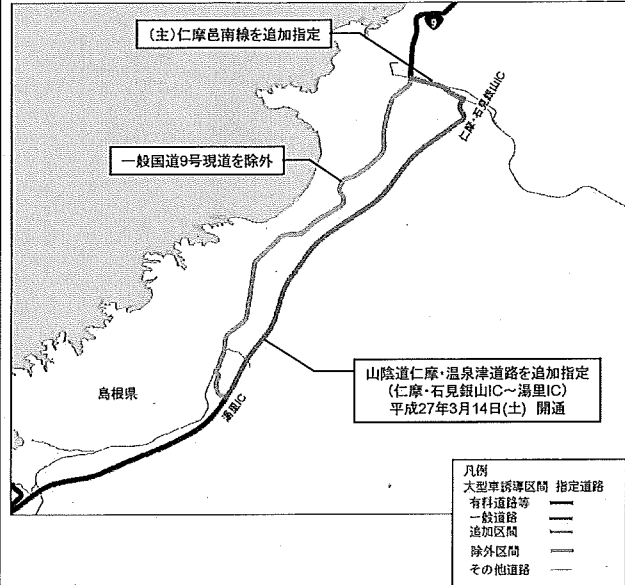
例)新東名



(2) 開通したバイパスの追加と従来指定

されていた現道の除外 等

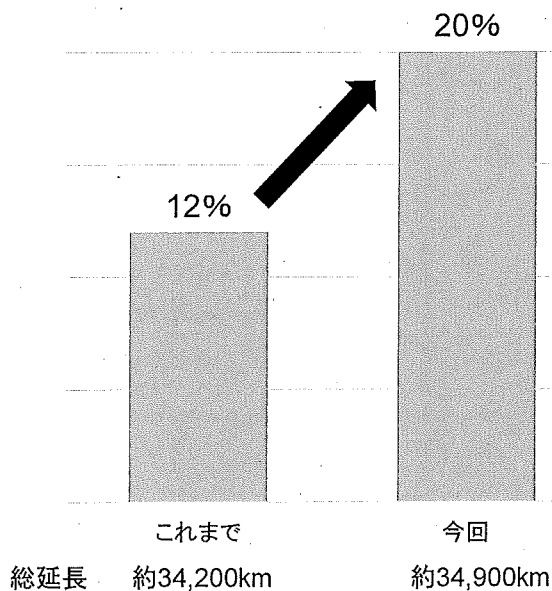
例)一般国道9号 山陰道仁摩・温泉津道路



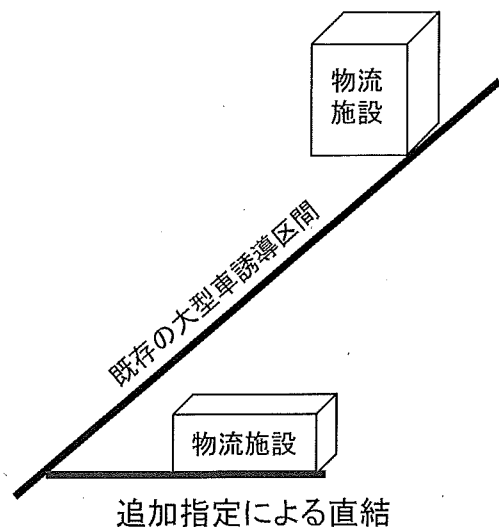
今回の追加指定等による物流拠点の直結状況

- 今回のラスト1マイルの追加指定等により、大型車誘導区間と物流拠点が直結する割合は、約20%に増加します。(特車許可申請における輸送経路の発着地が大型車誘導区間上に存在する割合)

物流施設との直結状況



追加指定等による直結のイメージ



(参考) 大型車誘導区間に関する評価、要望、課題等



運送事業者の声

国際海上コンテナの輸送のため特殊車両通行許可申請を多く行っており、便利だと感じている。許可までの期間が短縮するので、多少迂回しても誘導区間を利用したい。



デベロッパーの声

今後の物流施設の立地にあたっては、大型車誘導区間も検討条件に含めていく必要があると考えている。



流通・小売業者の声

新しい物流拠点、トップリフター配置駅以外の鉄道貨物駅等へのラスト1マイルについても追加指定を検討してほしい。



運送事業者の声

大型車が多く利用するところは面的にすべて指定するなどの対応も必要ではないか。



引き続き、物流効率化や環境保全等の観点から、更なるラスト1マイルの追加指定等を実施し、大型車誘導区間の一層の充実を図ります。

報道関係各位

2016年 6月15日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

中日本高速道路株式会社東京支社

道路法第47条第2項違反者（重量超過車両）の告発について ～静岡県初の告発事案～

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（神奈川県横浜市西区、理事長 勢山 廣直）（以下、「高速道路機構」という。）と中日本高速道路株式会社東京支社（東京都港区、支社長 高松 隆久）は、本日下記のとおり連名で静岡県警察本部交通部高速道路交通警察隊に告発を行いましたので、お知らせします。

2016年3月2日に、新東名高速道路浜松北インターチェンジ（静岡県浜松市浜北区中瀬 6008）において、道路法第47条第2項に違反して、大型トレーラーを通行させた運転手を同法第104条第1号、その雇用主である丸和運輸倉庫有限公司（岐阜県瑞穂市 代表取締役：河合 文雄）を同法第107条に該当するものとして、静岡県警察本部交通部高速道路交通警察隊に告発しました。

今回の違反は、車両制限令で定められた一般的制限値25トンを大きく超過する車両総重量50.45トンで大型トレーラーを通行させていたことから、極めて悪質な違反であると考えております。
※違反概要については別添参照。

また、今回告発した運送会社は、これまでも道路法違反を繰り返し行っていました。

昨年1月に国土交通省から、車両総重量が基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に対しては、その違反の事実をもって告発を行う実施方針が打ち出されたことに伴い、高速道路機構及び中日本高速道路株式会社を含む高速道路6会社においては、この方針に基づき、高速道路における悪質違反者への厳罰化を図っているところです。

高速道路機構及び中日本高速道路株式会社は、今後とも関係機関と連携を図り、道路法違反車両に対しては厳正に行政措置を行い、安全で円滑な交通の確保に努めてまいりたいと考えています。

1、違反日時 2016年3月2日（水） 16時16分ごろ

2、違反場所 新東名高速道路 浜松北インターチェンジ

略図



違反場所
新東名高速道路
浜松北インターチェンジ入口



3、違反内容

	車両総重量
①当該車両の実測値	50.45トン
②車両制限令の一般的制限値	25.00トン
③超過値【①-②】	25.45トン

4、状況写真



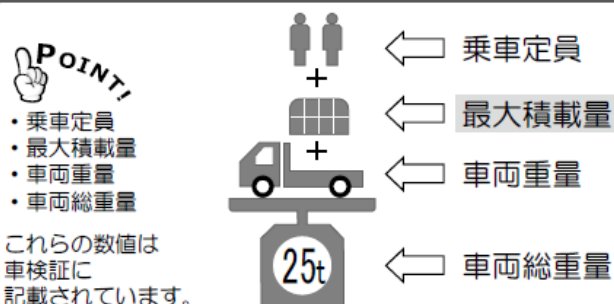
- ・3月24日付 中日(滋賀・福井除く) 全5d
静岡・信毎・伊勢 全5d
- ・3月24日付 物流ニッポン・中部経済 全5d
- ・3月22日付 輸送経済 全5d

道路も車両も大切なパートナーです。適正重量を守って通行しましょう。

知っていますか？『積める重さ』と『運べる重さ』は違うんです

道路運送車両法

『**積める重さ**』＝『**最大積載量**』は車両が安全に走行するために積載できる限度の重さです。



道 路 法

『**運べる重さ**』は橋など道路を守るため、重量制限値を決めています。

橋によっては最大積載量まで積むことが出来ません。



道路法に
違反した場合は

レッドカード!

悪質な重量超過車は即時告発

**重量超過車は、道路法
第47条第2項に違反**

基準の2倍の重量が確認された場合、運転手は道路法第104条第1号、その雇用主は同法第107条に該当するものとして、即告発されます。

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

東海商工会議所連合会・(一社)中部経済連合会・(一社)愛知県トラック協会・(一社)岐阜県トラック協会・(一社)三重県トラック協会・愛知県警察・岐阜県警察・三重県警察・愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市・名古屋高速道路公社・国土交通省中部地方整備局・中部運輸局・中日本高速道路(株)

事務局:国土交通省 中部地方整備局
TEL052-953-8166

運転免許窓口への置きチラシ広報

資料2-I-②

■実施概要

愛知県警察が所管する運転免許関係窓口で道路法に関する広報用チラシを配置した結果、運転免許の新規取得、更新等に訪れた約80名の方にチラシを受け取っていただきました。

日	時	掲	出	場	所	対	象	者	配	布	物
H 2 8 . 4 ~		愛	知	県	警	察	本	一般来場者 (新規取得・更新等)		連絡協議会名のチラシ	
		運	転	免	許	試	験				
		愛	知	県	警	察	本				
		東	三	河	運	転	免				
		許	セ	ン	タ	ー					



- ◆ 開催日時:平成28年6月1日(水) 10:00～11:00
- ◆ 主催団体:愛知県トラック協会海上コンテナ部会
- ◆ 開催場所:愛知県弥富市 鍋田ターミナル前 名古屋港管理組合道路
- ◆ 活動参加メンバー 33名
中部運輸局愛知運輸支局、愛知県蟹江警察署、独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部、中部地方整備局交通対策課



活動内容

- 往来コンテナトレーラの緊締実施の点検・取締り
- 車検実施状況の確認
- 不正改造防止のチラシ配布・広報
- 特殊車両通行許可制度のチラシ配布・広報

- ◆ 岐阜国道事務所から、岐阜県内の道の駅に依頼し、国土交通省本省から配付された広報DVDを道路情報コーナー等で放映しています。



■ 道の駅における放映状況・予定

- ・ 6月 9日(木)～6月24日(金):道の駅「月見の里・南濃」(国道258号)
- ・ 6月27日(月)～7月 8日(金):道の駅「美並」(国道156号)
- ・ 7月11日(月)～7月22日(金):道の駅「美濃白川」(国道41号)
- ・ 7月25日(月)～8月 5日(金):道の駅「ロックガーデンひちそう」(国道41号)

- ◆ 開催月日:平成28年6月10日(金)
- ◆ 開催場所:取締活動:岐阜県海津市南濃町地内
国道258号駐車帯
P R活動:岐阜県海津市南濃町地内
道の駅「月見の里南濃」

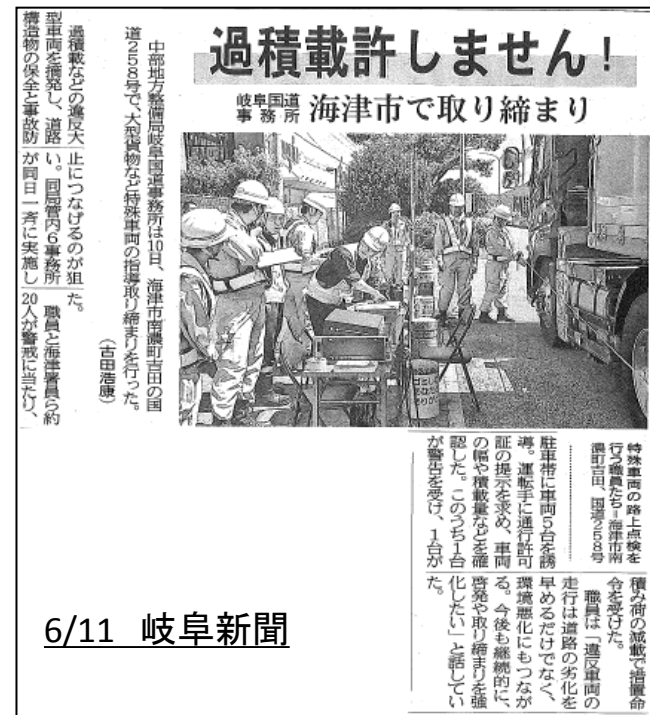
◆ 活動参加メンバー

PR活動:正午から午後1時30分
大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会
(岐阜県、中部運輸局貨物課・同自動車監査官・
同保安・環境課、中部地方整備局交通対策課)
合計5名

取締活動:午後1時30分から午後7時15分
岐阜県海津警察署、岐阜国道事務所が実施
合計19名

◆ 活動結果

P R活動:広報チラシを大型車ドライバー等に配付
(配布部数120枚)
取締活動:計測5台
(うち措置命令(減載)1台、警告3台)



6/11 岐阜新聞



PR実施状況

■実施概要

中部運輸局自動車技術安全部保安・環境課が、貨物自動車運送事業者等の運行管理者に対し、運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する必要な知識の取得を目的とし、講習機関に委託して実施している「運行管理者講習」において、特殊車両通行許可制度に関する広報を実施。

道路法のルールを守った大型車両の通行をお願いします

■道路の現状と課題

高度成長期に集中的に整備した道路インフラは、まもなく50年を迎える一方で、道路管理者は、そのインフラを長く安全に利用するため、点検など適切に維持管理をしています。

しかしながら、一部の重量を違法に超過した大型車両が道路施設の寿命を大きく縮めることが分かっており、例えば、大型車1台が車両の軸重10tの基準よりも2トン超過した場合、橋梁に対して約9倍の重さが載ることになり、それらの大型車両の対策が喫緊の課題となっています。

■制限値を超える大型車両の通行

道路法(政令:車両制限令)では、橋梁、トンネル等の道路構造への影響を勘案し、車両諸元の最高限度が定められています。道路を運行するにあたり、**一般的制限値のどれか一つでも超過(荷物を積載した状態)**車両を通行させようとする者は、通行する道路管理者に対し『特殊車両通行許可申請』が必要になります。その許可証がない場合は、道路を走ることできません。

■特殊車両通行許可証の交付申請、許可証の受領

通行させようとする者の申請に基づいて、申請車両の**その幅・重量・高さ・長さ及び最小回転半径**を道路管理者が審査したのち、必要な**許可条件**を付したうえで、許可証を交付します。

原則、その許可内容と違う運行をすることは出来ません。

2016.2作成

■平成27年度現地取締り状況とその結果(平成27年12月末)

中部地方整備局管内(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県・長野県南信)では、現地取締りを実施した結果、212台の車両の計測を行い、約8割の169台に道路法違反の『警告書』などを即日交付しました。

また、その場所において重量の基準値を超えた違反車両に対しては、運行中止命令・減載措置命令を実施しました。

マット式による重量測定状況 減載措置命令による作業状況

■違反者への指導強化(平成27年2月23日より実施)

基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて道路法違反を確認した場合、即時告発の対象としました。

罰則

道路法第47条第2項に違反すると、
○運転手には、道路法第104条第1号(100万円以下の罰金)
○その雇用主である運送事業者には、道路法第107条(運転手と同様)

※道路交通法違反で大型車による重量制限超過(10割以上):違反点数6点(免許停止処分)

■事業者、運転手の皆さまへ

【通行する時にお願いします】
運送事業者におかれましては、交付を受けた許可証の**通行時間・通行経路**などをもう一度確認して頂き、運転手に『許可証』の内容を説明して運転を開始させてください。ご安全に。

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会
(事務局)国土交通省 中部地方整備局道路部 TEL:052-953-6166 http://www.cbr.mlit.go.jp/road/ougaisha_tokai/index.html
2016.2作成

平成28年度
実施予定数

166回

受講者

貨物自動車運送事業者及び
旅客自動車運送事業者における
運行管理者及び
運行管理補助者

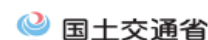
実施場所

愛知、静岡、岐阜、
三重、福井県下
13会場

■実施概要

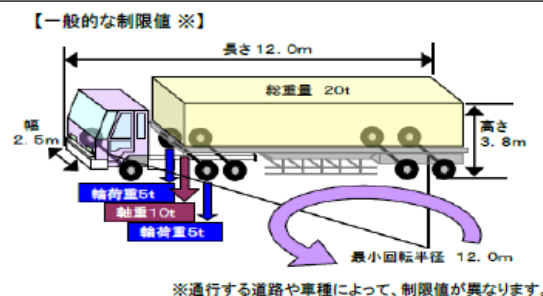
愛知県公安委員会が、愛知県安全運転管理協議会に委託して実施している安全運転管理者講習会において、運送事業者以外で一定数以上の車両を保有している事業者に対し、特殊車両通行許可制度に関する教養を実施。

特殊車両通行許可制度について



■制限値を超える大型車両の通行

道路法(政令:車両制限令)では、橋梁、トンネル等の道路構造への影響を勘案し、車両諸元の最高限度が定められております。道路を運行するにあたり、**一般的制限値のどれか一つでも超えて(荷物を積載した状態)**車両を通行させようとする者は、通行する道路管理者に対し『**特殊車両通行許可申請**』が必要になります。その許可証がない場合は、道路を走ることはできません。



■違反者への指導強化(平成27年2月23日より実施)

基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて道路法違反を確認した場合、即時告発の対象としました。

罰則

道路法第47条第2項に違反すると、

- 運転手には、道路法第104条第1号(100万円以下の罰金)
- その雇用主である運送事業者には、道路法第107条(運転手と同様)

※道路交通法違反で大型車による重量制限超過(10割以上):違反点数6点(免許停止処分)

実施回数

61回

実施場所

愛知県下45会場

講習対象

普通車5台以上若しくは大型車1台以上を使用している運送事業者以外の事業者

会員各位

岐ト協発 第 号
平成28年4月20日

一般社団法人岐阜県トラック協会
会長 田口 義隆
同 重量部会
部会長 後 藤 修

特殊車両申請等にかかる研修会 開催のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会の運営に関し多大なるご協力を賜り、有り難く御礼申し上げます。

さて、重量品輸送の現場におきましては、車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている反面、重量を違法に超過した車両が、道路や橋梁の劣化に与える影響は悲惨さを増しております。

国土交通省におきましては、このような影響を最小限に食い止めるため、特殊車両そのもの及び、通行等に係る規制を見直し、強化してまいりました。

その一方、特殊車両通行許可の申請窓口が集約され、従前から問題視されていた許可に至るまでの期間の更なる長期化が懸念されるなど、課題が山積しているのも事実であります。

特殊車両等の通行許可に関する取締りが現実実施され、しかも強化されている中、許可を取得したくとも、それがままならない現実が改めて明白となっている今こそ、行政としての今後の方針や対処法などを直接聞くことが求められ、この度その機会を下記にて設けることといたしました。

このような趣旨より今回は、過去に開催してきたような行政による説明会ではなく、質疑応答（フリートーク）を中心とした内容とさせていただきます。特殊車両通行許可申請を直接ご担当されている方を対象とさせていただきますこと、ご理解願います。

多くの方々のご参加をいただきますようお願いし、ご案内いたします。

記

- 開催日時 平成28年6月8日（水）午後1時30分より
 - 開催場所 岐阜県トラック協会 3階研修室
 - 研修内容
 - 第1部 特車通行許可制度（特車ゴールド含）の現状（中部地方整備局）
 - 第2部 特殊車両にかかるフリートーク（質疑応答）
- ※自社の個別案件に関する質問は趣旨に照らしご遠慮願います
以上

※出席希望の方は、下片に記入いただき県ト協あて5月27日（金）までにFAXにてご連絡願います。

＜切り取らないでFAX願います＞

FAX 058-279-3773

標記研修会に出席します（複数名 可）

会社名

出席者氏名

■実施概要

主 催：岐阜県トラック協会

実施日時：平成28年6月7日
午後1時30分から午後3時30分

実施場所：岐阜県トラック協会研修室

参加者：岐阜県トラック協会加盟
29社 32名



講習の状況

■ 実施概要

名古屋商工会議所会員の方へ配付する会報（那古野 Business Hot Press 6月号）に、特殊車両通行許可制度に関する広報文を掲載していただきました。

那古野

BUSINESS

HOT PRESS

名古屋商工会議所 ナゴヤ ビジネスホットプレス Vol.076

最新イベント・セミナー情報と名商会員企業のビジネストピックス

2016

6

June

ネットで出来る 新しい資金調達方法

「事例から学ぶクラウドファンディング活用セミナー」……P.3

INDEX

巻頭	ボート	
4	展示・販売会 第3回 メディカルメッセ	1
4	次期社長セミナー 第4回 異業種交流セミナー ～飲食店経営者編～	2
4	セミナー 事例から学ぶクラウドファンディング活用セミナー	3
	トマーナティング・ワークを成功させる「企画分析セミナー」(沢田雄二氏)による実践的マーケティング	4
	ト環境マネジメントシステム普及促進セミナー ～エニアングメントの活用と企業活動の革新に向けて～	5
4	セミナー ビスト 製造管理サービス・メンタルヘルスマネジメントの導入	7
4	お 第 6 号 ト事業立派とごとの計画 青だお情報 マル情報掲載	8
	ト名古屋商工会議所主催のクラウドファンディング・イベント開催のご案内	8
	ト名古屋商工会議所 支所へのお知らせ	9
	トファンデーション・クラウドファンディング 獲得の秘訣に学ぶ実践的セミナー	高橋 義典

会員ボート

会員企業の最新トピックス&お得情報が満載!		
4	ビジネス	10-15
4	暮らし・生活	16-17
4	グルメ	18



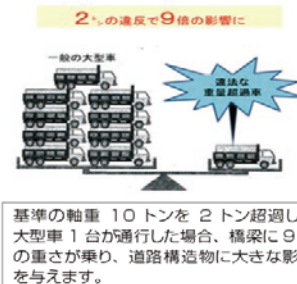
ルールを守った大型車両の通行をお願いします

違法な重量超過車の通行は、わずかな重量超過であっても、道路や橋の寿命を大きく縮めることが分かっています。道路を一日でも長く使っていただけるよう道路構造物を守り、また、交通の危険を防ぐため、道路を通行する大型車向の大きさや重さの最高限度は法律で定められ、基準を超えて車両を通行させようとする場合は、道路管理者から「特殊車両通行許可」を受ける必要があります。

そこで私たち地元経済団体、行政機関などで構成される「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」では、特殊車両通行許可申請の確実な届出など、特殊車両通行許可制度などの遵守をお願いしております。

お問合せ先

大型車通行直正化に向けた中部地域連絡協議会 URL: http://www.cbr.mlit.go.jp/road/oogatasha_tekisei/index.html#top
中部地方整備局 道路部交通対策課(事務局) TEL: 052-953-8178 URL: <http://www.cbr.mlit.go.jp/road/index.html>



那古野 Business Hot Press vol.76
創刊：平成二十二年三月一日 禁無断転載

平成二十八年六月一日 印刷発行
(毎月一回一日発行) 六月号

発行元：名古屋商工会議所
名古屋市中区栄二丁目十番十九号 電話 052-223-5613

掲載文

7月から10月末までに実施する街頭PR等(予定)

区分	活動内容	備 考
街頭PR	・ 特車合同取締りと同時広報PR 7月 名古屋国道事務所の取締りと同時PR 8月 静岡国道事務所の取締りと同時PR 9月 三重県内国道事務所の取締りと同時PR ・ 10月 「トラックの日」イベント参加	各県別
講習会等	講習会や研修会の活用等 ⇒既存の講習会を活用した連絡協議会メンバーによる講習	各県別
広報媒体活用	連絡協議会HP、ポスター掲示、新聞広報等 ⇒広報PR時の活用、来庁者等への配付、庁舎内等におけるポスターを掲示、取組み紹介とHP等への誘導など	各連絡協議会メンバーの職場など
	新たなチラシ、ポスターの作成	—

荷主へのチラシ案と利用計画

1. 目的

これまでの協議会活動を通じ、大型車の通行適正化を図るには、運転者や運送事業者だけではなく依頼する荷主への啓発も重要であることが明らかとなってきたため、荷主に対しても大型車の違法通行は法令違反であり、刑事・行政処分の対象であるとの広報活動を行い、法令遵守意識の高揚を図る。

2. チラシ案

資料 3 - II - ①のとおり（A 4 両面印刷）

3. 作成部数

2, 500 枚

4. 記載内容

(1) 荷主向け面

荷主勧告制度の概要等

(2) 運送事業者向け面

道路法、車両制限令違反者に対する手続

5. 利用計画

(1) 荷主へのアプローチ

過去に協議会活動について説明を行った荷主団体に対し、チラシの配付と、大型車通行適正化に向けた働きかけを行う。

(2) 協議会委員への送付

来庁者への置きチラシとしての活用

(3) 街頭広報 P R における配布

運転者に対し事業者への交付を依頼する

平成28年度中の取り組みについて ～年間活動（案）～

資料4

大型車両の適正化に向け、連絡協議会で継続的にかつ連携しながら、広報・啓発活動等に取組んでいくため、各関係者が保有するノウハウや情報など意見交換する場を共有しつつ、連携した動きを高めていく。

時 期		タイミング		連絡協議会	連絡協議会 広報等の活動方針			備 考
		大型車適正化施策	全国的な行動 交通安全運動、道路月間など		I 街頭PR 広報PRキャンペーン(特車 取締りと合同)	II 講習会等 講習会、 研修会の活用等	III 広報媒体活用 協議会HP ポスター掲示 新聞広報等	
H27年度	1月			荷主団体への ヒアリング		1/21 愛知県警講習会 1/27 日建連13団体への講習会		
	2月		年間活動の総括と次年度計画への反 映(PDCA)			2/16 建設機械2企業への説明会		
	3月			第5回(3/16)		3/8 鉄鋼関係企業16社23名への説明会 3/18 建設機械企業への説明会	3/7 愛知過積載防止会議によるチラ シの送付 3月下旬、一般紙・専門紙への有料広告	開催記者発表 春の取組みの記 者発表
H28年度	4月		春の全国交通安全運動(4/6～4/15)			・運行管理者講習(運輸局保安・環境課)		5月取組みの 記者発表
	5月		G7サミット会議開催(5/26～5/27)					
	6月			第6回(下旬)	・海上コンテナ取締(愛知 県トラック協会)	・特車通行許可講習会(岐阜県トラック協会) ・愛知県安全運転管理協議会の講習(愛知 県警)	・会報誌における広報(東海商工会 議所連合会)	現地特車管内 一斉取締
	7月		夏の交通安全運動(7/中旬～7/下旬)		・岐阜県過積載防止対策 協議会(岐阜運輸支局) ・取締と同時にPR(事務局)	・特車通行許可講習会(三重県トラック協会)	・チラシの作成	夏の取組みの 記者発表
	8月		道路ふれあい月間(8/1～8/31) 道の日(8/10)		・取締と同時にPR(事務局)	・特車通行許可講習会(愛知県トラック協会)		
	9月		秋の全国交通安全運動(9/21～9/30)					
	10月			第7回(下旬)	・各県トラックの日イベント (各県トラック協会)		・ポスターの作成	年末の取組みの 記者発表
	11月		防災の日		・三重県過積載防止対策 協議会(三重運輸支局) ・取締と同時にPR ・海上コンテナ取締(愛知 県トラック協会) ・取締と同時にPR(事務局)		・専門紙(3紙)への有料広告	現地特車管内 一斉取締
	12月		年末の交通安全運動(12/上旬～12/下 旬) 年末の物流量増加時期への取組		・愛知県過積載防止対策 協議会(愛知運輸支局)			
	1月							
	2月		年間活動の総括と次年度計画への反 映(PDCA)					
	3月			第8回(中旬)				春の取組みの 記者発表
H29年度	4月以降		春の交通安全運動					